

ご預金等相続お手続きのご案内

結城信用金庫

目 次

ご預金等相続お手続きのフロー図	1
相続のお手続きが完了するまでのお取引について	2
お取引内容とお取扱い方法	2
残高証明書などの発行	3
相続に関して一般的にご用意いただく書類など	4
ご参考	
相続の開始	5
相続財産	5
法定相続人	5
相続開始から申告までの一般的なフロー	6
参考例	7～9

お亡くなりになったことのお申し出など

← 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

※相続お手続きが完了するまで、被相続人（お亡くなりになった方）のご預金等のお引出し、ご入金のお取扱いはできなくなります。
…2ページをご覧ください

※被相続人（お亡くなりになった方）の残高証明書など、発行が必要な場合…3ページをご覧ください

遺言書あり

遺言書なし

公正証書遺言以外

公正証書遺言

遺産分割協議前など

遺言はその人の財産の処分に関する最終意思でもあり、その意思の正確さが必要なため一定の方式が要求されますが、遺言の一般的な方式は次の3種類です。

※公正証書遺言

遺言者の遺言内容を、公証人が書き留めた遺言です。原本は公証役場にあり、遺言者・証人2名以上、公証人の署名・捺印があります。

※自筆証書遺言

遺言者が自分で遺言の内容の全文と日付を記載して署名・捺印するものです。（一部自書省略可）

※秘密証書遺言

遺言者が自分で遺言の内容と日付を記載して署名・捺印した後、封筒に入れて封をし、公証役場で証明してもらう方法です。

相続人間での遺産分割協議は終了していないが、とりえず、遺産分割協議は金融機関から払戻しを受けた後に相続人間で行う場合などです。

相続人全員にて
遺産分割協議

限定承認手続、相続放棄の手続

分割協議不成立

分割協議成立

相続人全員の合意による分割協議が整わない場合、家庭裁判所の調停または審判の手続きによって遺産を分割することになります。

家庭裁判所の
調停・審判

相続人が決まり、財産や債務の調査が終わった場合には、その財産や債務を相続人の間でどのように分けるかを定めることを遺産分割（協議）といい、この協議の内容をまとめたものが遺産分割協議書です。

（注）相続人の中に未成年者がいる場合は、未成年者の住所地の家庭裁判所へ特別代理人の選任の申し立てを行う必要があります。

ご預金等相続のお手続きに際して、ご用意いただく書類などは4ページをご覧ください。

I 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

1. お取引内容とお取扱い方法

被相続人(亡くなられた方)のご預金等のお引出し、ご入金、貸金庫のご利用については、相続手続きが完了するまで、お取扱いできなくなります。

また、下記のお取引につきましては、次のように取扱わせていただきます。詳しくは窓口へお問い合わせください。

記

お取引内容	お取扱い方法
(1)口座振替契約	・ <u>口座振替を停止させていただきます。</u> ・引き続いて口座振替のご利用を希望する場合は、別途相続人全員による依頼書の提出など必要な手続きをお願いいたします。
(2)振込入金	・ <u>振込でのご入金は停止させていただきます。</u> 先方の金融機関に連絡のうえ、振込ご依頼人のご指示によりお取扱いいたします。 ・家賃など継続的な振込入金がある場合は、別途相続人全員による依頼書の提出など必要な手続きをお願いいたします。
(3)自動継続式定期預金	・ <u>自動継続式定期預金の満期日が到来いたしましたら、この定期預金の継続手続は自動継続せずに停止させていただきます。</u> ・継続をご希望の場合は、別途お申し出ください。
(4)総合口座取引	・総合口座取引の通帳を窓口へお持ちください。 ・総合口座普通預金に当座貸越がある場合は、「総合口座取引規定」に基づき総合口座定期預金と相殺させていただきます。
(5)当座預金取引	・ <u>「当座勘定規定」に基づき解約処理いたします。</u> ・解約資金は、他のご預金の相続手続時にお支払いいたします。 ・未使用の小切手・手形用紙がございました場合は、窓口へお持ちくださいますようお願いいたします。 ・未決済の小切手・手形がございました場合は、窓口へお申し出ください。ご決済を希望される場合は、別途相続人全員による依頼書の提出など必要な手続きをお願いいたします。
(6)貸金庫契約	・ <u>開扉のお取扱いは停止いたします。</u> ・一時開扉、格納物のお受取り等のお手続につきましては、窓口へお申し出ください。
(7)融資取引	・融資のお取引につきましては、担当係が対応いたしますのでお問い合わせください。
(8)その他(出資金等)	・その他ご不明な点がございましたら窓口へお問い合わせください。

2. 残高証明書などの発行

被相続人(亡くなられた方)のご預金に関する残高証明書などの発行が必要な場合は、次のとおりお取り扱いさせていただきますので、窓口にお申し出ください。

(1) 発行のお申出

残高証明書や取引履歴推移表は、相続人、相続人代理人、遺言執行者、相続財産管理人の、いずれかお一人のお申し出により発行いたします。

(2) 必要書類

次の書類を窓口へお持ちください。

相続人	①法定相続情報一覧図の写し ^{注1} または、被相続人が亡くなられたことが確認できる戸(除)籍謄本 ※書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本 ②相続人の印鑑証明書(発行後3か月以内) ③当金庫所定の発行依頼書 ※ご依頼人さまの実印を押印ください
相続人代理人	①法定相続情報一覧図の写し ^{注1} または、被相続人が亡くなられたことが確認できる戸(除)籍謄本 ※書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本 ②相続人代理人書類(委任状など) ③相続人代理人の印鑑証明書(発行後3か月以内) ④当金庫所定の発行依頼書 ※相続人代理人の実印を押印ください
遺言執行者	①遺言執行者であることがわかる書類(遺言執行者選任の審判書など) ②遺言執行者の印鑑証明書(発行後3か月以内) ③当金庫所定の発行依頼書 ※遺言執行者の実印を押印ください
相続財産管理人	①相続財産管理人であることがわかる書類(相続財産管理人選任の審判書など) ②相続財産管理人の印鑑証明書(発行後3か月以内) ③当金庫所定の発行依頼書※相続財産管理人の実印を押印ください
・ ご預金等が複数の店舗にある場合は、残高証明発行依頼書にて発行区分を選択願います。 ・ 融資取引につきましては、預金取引とは別途の対応となりますので、担当係の者がご説明させていただきます。	

(注1) 法定相続情報証明制度により、法定相続人または代理人が登記所の登記官に対し、戸除籍謄本等に基づいて作成する法定相続情報を記載した書面(これを「法定相続情報一覧図」といいます。)の保管を申し出ること、法定相続情報一覧図の写しに認証文を付記したものの交付を受けることができます。この、法定相続情報一覧図の写しに認証文を付記したものを「法定相続情報一覧図の写し」といいます。

(3) 発行手数料

残高証明書や推移表の発行に際しましては、当金庫所定の手数料がかかります。

Ⅱ 相続に関して一般的にご用意いただく書類など

確認欄		必要書類など	ご説明事項	発行先
	1	相続手続依頼書	相続人全員の方の自署、実印でのご捺印をお願いいたします。	当金庫窓 口
	2	法定相続情報一覧図の写し	法務局にて無料で作成できるもの。 (1)被相続人の本籍地(死亡時の本籍を指します。)もしくは最後の住所地 (2)申出人の住所地、などで作成可能です。	法務局
		(上記、一覧図が未作成の場合) 亡くなられた方の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本	お生まれの時から、お亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本をすべてご用意いただきます。 ※既にお亡くなりになっている推定相続人について、別途、戸籍謄本をお願いすることがあります。	本籍所在の市 区 町 村 役 場
		(上記、一覧図が未作成の場合) 相続人の戸籍謄本	結婚、養子縁組などで除籍されている相続人の方は、現在の戸籍謄本をご用意ください。	
	3	相続人の印鑑証明書(ご依頼日時点で発行日から3か月以内のもの)	相続人全員(上記1の依頼書へ署名・ご捺印される方)について、各1通ずつ必要です。 ※海外に住居のある方は、大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。	現住所の市 区 町 村 役 場
	4	当金庫との取引書類等	お取引きいただいているすべての通帳・証書、鍵、キャッシュカードなどが必要です。 ※当座預金がある場合は、未使用の手形・小切手も必要となります。 ※その他、必要に応じて当金庫所定の手続関係書類など。	当 金 庫 窓 口
	5	相続人の実印・取引印	預金の払戻印は実印、名義書替をされる場合は引継がれる方の取引印が必要です。	
	6	遺産分割協議書(遺産分割協議書がある場合)	遺産分割協議書	
	7	調停調書・審判書(遺産分割調停または審判があった場合)	家庭裁判所の調停または審判があった場合 ・ 調停調書正本 ・ 審判書謄本(審判確定証明書写し)	家 庭 裁 判 所
	8	遺言書(遺言がある場合)	遺言書および遺言検認調書謄本 ※ 公正証書遺言の場合、検認手続は不要です。 遺言執行者選任審判書 ※ 遺言書で遺言執行者が選任されている場合は不要です。	検認手続は家庭裁判所
	9	出資証券その他(当金庫への出資がある場合)	出資証券(発行されている場合) 出資脱退申込書 出資金申込書等(相続加入される場合)	当 金 庫 窓 口

※ご相続の内容に応じて、上記以外の書類をご提出いただく可能性があります。

Ⅲ ご参考

1. 相続の開始

相続とは、ある人の死亡により、その人の財産についての一切の権利と義務を、死亡した人の配偶者や、一定の範囲の親族が受け継ぐことです。

死亡した人の権利や義務を引き継ぐ人のことを相続人、死亡した人のことを被相続人、相続人が受け継いだ財産のことを相続財産といいます。このように相続は、人の死亡によって開始されます。

2. 相続財産

相続財産の主なものには下記のようなものがあります。

- ・ 土地、建物
- ・ 現金、預金
- ・ 株式、社債等
- ・ 債務(ローン、保証債務、連帯債務等)

(注)その他さまざまな権利・義務があります。

3. 法定相続人

民法の規定では、つぎのように順位および割合が決められています。なお、被相続人の配偶者は常に相続人となります。

順位	法定相続人	法定相続分			
		配偶者	子供	直系尊属	兄弟姉妹
1	配偶者と直系卑属※1	1／2	1／2	—	—
2	配偶者と直系尊属※2	2／3	—	1／3	—
3	配偶者と兄弟姉妹	3／4	—	—	1／4
4	配偶者のみ	全部	—	—	—

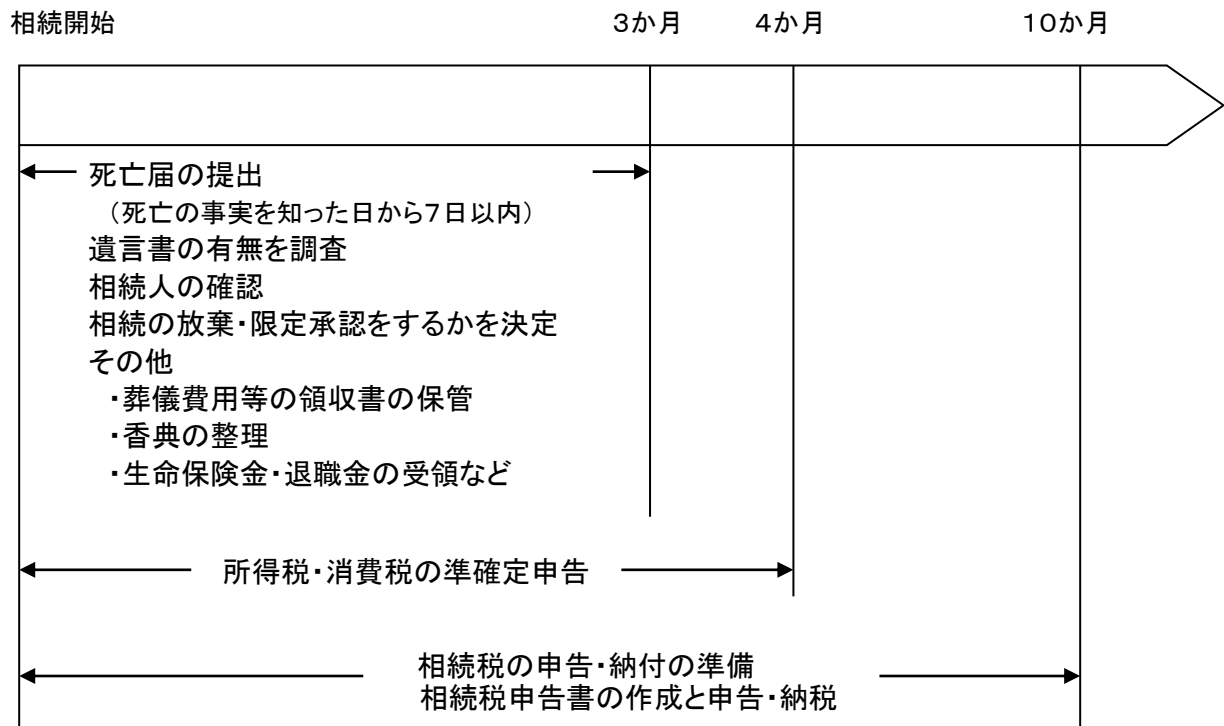
※1 直系卑属:被相続人の子供(代襲相続人※3を含みます。)

※2 直系尊属:被相続人の父母(または祖父母)

※3 被相続人の子供が相続開始以前に死亡したり、欠格事由や排除により相続権を失ったときは、その子供(被相続人の孫)が代襲して相続人となります。

また、兄弟姉妹の子供も代襲相続しますが、その子供以降は代襲相続しません(甥・姪までは代襲相続します)。なお、代襲相続人の相続分は、その親の相続分を均等分します。

4. 相続開始から申告までの一般的なフロー

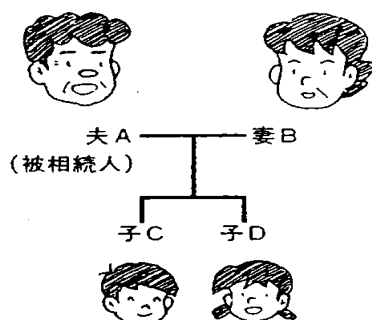


(注) 当金庫の相続預金等の事務手続について期限はありませんが、お手続が済みませんと預金等の払い戻しなどができません。お早目にお手続をお願いいたします。

法定相続分の具体的事例

子と配偶者が相続人である場合

例① 夫 A の遺産 3000 万円を妻 B と二人の（嫡出）子 C D が相続。

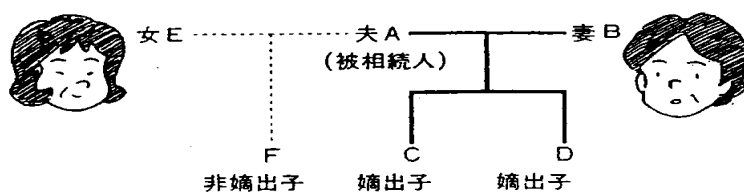


$$\text{妻 B} \quad 3000 \text{万円} \times \frac{1}{2} = 1500 \text{万円}$$

$$\text{子 C} \quad 3000 \text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 750 \text{万円}$$

$$\text{子 D} \quad 3000 \text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 750 \text{万円}$$

例② 夫 A の遺産 3000 万円を妻 B、二人の嫡出子 C D、および妻以外の女性 E との間にできた非嫡出子 F（認知済み）が相続。



$$\text{妻 B} \quad 3000 \text{万円} \times \frac{1}{2} = 1500 \text{万円}$$

$$\text{嫡出子 C} \quad 3000 \text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{2}{5} = 600 \text{万円}$$

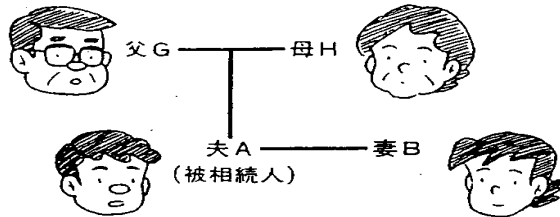
$$\text{嫡出子 D} \quad 3000 \text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{2}{5} = 600 \text{万円}$$

$$\text{非嫡出子 F} \quad 3000 \text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = 300 \text{万円}$$

* 非嫡出子の相続分は嫡出子の 2 分の 1 ですから、非嫡出子と嫡出子の相続分比は 1 : 2 です。従って、上の例で FCD の相続分比は 1 : 2 : 2 になるので、子の間における相続分は F が 5 分の 1、C と D が各々 5 分の 2 になります。

配偶者と直系尊属が相続人である場合

例③ 夫Aの遺産3000万円を妻Bと、Aの父母GHが相続。



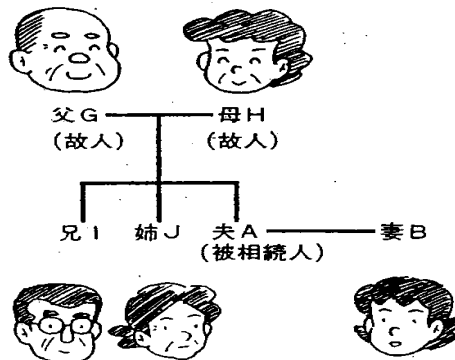
$$\text{妻B} \quad 3000\text{万円} \times \frac{2}{3} = 2000\text{万円}$$

$$\text{父G} \quad 3000\text{万円} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 500\text{万円}$$

$$\text{母H} \quad 3000\text{万円} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 500\text{万円}$$

配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合

例④ 夫Aの遺産3000万円を妻BおよびAの兄Iと姉Jが相続。



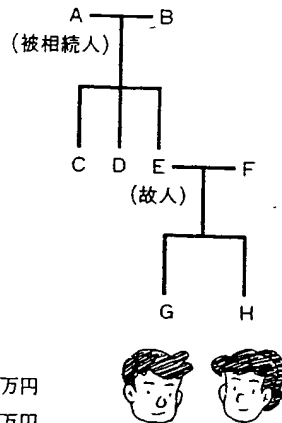
$$\text{妻B} \quad 3000\text{万円} \times \frac{3}{4} = 2250\text{万円}$$

$$\text{兄I} \quad 3000\text{万円} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = 375\text{万円}$$

$$\text{姉J} \quad 3000\text{万円} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = 375\text{万円}$$

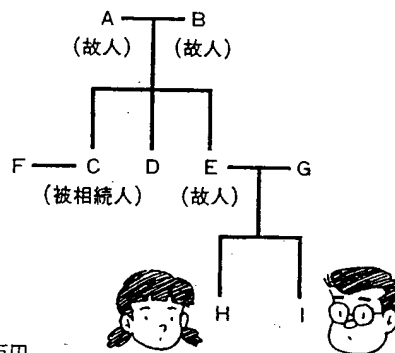
4. 代襲相続人の相続分

例① AはBとの間に三人の子CDEをもうけた。EはFと結婚し二人の子GHをもうけたあと、Aより先に死亡した。その後、Aが3000万円の財産を残し死亡し、配偶者B、二人の子CD、およびEを代襲してGHが相続した。各相続人の具体的相続分は以下のとおりです。



- B $3000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1500\text{万円}$
 C $3000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 500\text{万円}$
 D $3000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 500\text{万円}$
 G $3000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 250\text{万円}$
 H $3000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 250\text{万円}$

例② AB夫妻には三人の子CDEがあり、CはFと結婚し、EはGと結婚し二人の子HIをもうけた。その後、Cが3000万円の財産を残し死亡した。Cには子がなく、またCより先に父母AB、弟Eが死亡していたので、相続人は配偶者F、弟D、および亡弟Eを代襲してその子のHIであった。各相続人の具体的相続分は以下のとおりです。



- F $3000\text{万円} \times \frac{3}{4} = 2250\text{万円}$
 D $3000\text{万円} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = 375\text{万円}$
 H $3000\text{万円} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 187\text{万}5\text{千円}$
 I $3000\text{万円} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 187\text{万}5\text{千円}$